

LP ガスの商慣行の取引適正化・料金の透明化に向けた取組宣言

置賜ツバメ石油株式会社は、LP ガスをご利用いただくお客様に、安心・安全で信頼できるサービスを提供するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく「取引適正化・料金の透明化」に向け以下の事項を遵守・実施することを宣言します。

1・過大な営業行為の制限

- (1) 正常な商習慣を超えた利益供与は行いません。
- (2) お客様の事業選択を阻害するおそれのあるLPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止

2・LP ガス料金の三部料金制の徹底

- (1) 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制の導入
- (2) LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止

3・LP ガス料金等の情報提供

- (1) 入居希望者へのLPガス料金の事前提示に努めます
- (2) 入居希望者からLPガス事業者に対し直接情報提供の要請があった場合は、それに応じます

4. 法令遵守の徹底

- (1) 法令改正内容を理解し、全従業員への教育を実施し、法令遵守の徹底に努めます。

置賜ツバメ石油株式会社
代表取締役 青木 義洋